

漁船燃料費補助金交付要綱

（目的）

第1条 燃料価格の高騰により漁業者が受ける燃料費の支出負担を緩和し、操業の持続を支援するため、漁業に係る漁船に補給する燃料費の一部を予算の範囲内で補助するもの。

（交付対象者）

第2条 交付対象者は、湘南漁業協同組合の組合員のうち葉山支所に所属する組合員であって、漁船を所有する町内在住者とする。ただし、漁船については湘南漁業協同組合の組合員のうち葉山支所に所属する組合員が代表となっている法人名義のものを含む。

（申請者）

第3条 申請者は、湘南漁業協同組合葉山支所とし、一括して交付対象者分を申請するものとする。

（補助対象経費及び補助対象期間）

第4条 補助対象経費は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間の漁業に係る漁船に補給する燃料費とする。

（補助額）

第5条 補助額は、次のとおりとする。ただし、補助額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（1）漁業のみで漁船を使用（出航）した場合

漁業日数×使用燃料量（ℓ）×補助単価20円

（2）主に遊漁船として漁船を使用（出航）し、漁業も行った場合

漁業日数×調整率20%×使用燃料量（ℓ）×補助単価20円

2 申請額が本件に係る予算額を上回る場合は、本件に係る予算額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 湘南漁業協同組合葉山支所（以下「申請者」という。）は漁船燃料費補助金交付申請書（第1号様式）を令和8年3月4日までに町長に提出するものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適当と認めたときは、申請者に対し、漁船燃料費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、補助金の交付申請等に虚偽の内容の記載等、不正な行為があったと認められる場合、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

(暴力団の排除)

第10条 葉山町暴力団排除条例（平成24年葉山町条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等（以下「排除対象者」という。）が行う事業等に対しては、補助金を交付しないものとする。

2 町長は、補助金の交付を受けようとする者及びその組合員が排除対象者に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して照会を行うことができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月11日から施行する。